

一般競争入札の公告

高知工業高等専門学校において、下記のとおり高知工業高専水道水質検査業務の請負について一般競争入札に付します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 請負等件名及び数量 高知工業高専水道水質検査業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- (4) 履行場所 高知県南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校構内
- (5) 入札方法

入札は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成30年度に四国地域の「役務の提供等(調査・研究)」のA等級、B等級、C等級若しくはD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録機関であること。
- (5) 水道法19条に規定する水道技術管理者の資格者を業務責任者として配置できること。
- (6) 高知県に本店、支店又は営業所が所在すること。

3 競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
郵便番号 〒783-8508
所在地 高知県南国市物部乙200番1
機関名 高知工業高等専門学校 総務課施設係
電話番号 (088)864-5616
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所で交付する。
- (3) 関係書類の提出期限及び場所 平成30年3月15日(木) 17時00分
高知工業高等専門学校 総務課施設係
- (4) 競争入札執行の日時及び場所 平成30年3月28日(水) 14時00分
高知工業高等専門学校 管理棟2階 小会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した請負を履行できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、競争入札執行の日の前日までの間において、本校から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると本校が判断した入札者であって、独立行政法人国立高等専門学

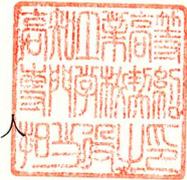
校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

- ① この一般競争に参加を希望するものは、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- ② 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札書を無効とする。
- ③ 本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

平成30年 2月21日

独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 加藤 和人



仕 様 書

1. 請負の表示

高知工業高専水道水質検査業務 一式

2. 履行場所

高知県南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校構内

3. 履行期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

4. 業務概要

この水質検査業務（以下「業務」という。）の請負者は、この仕様書に基づき本校の水道水等の採水及び水質検査業務を履行する。

5. 一般事項

1) 監督職員

監督職員とは、発注者がこの業務を監督するものとして定めた職員をいう。

2) 疑義に対する協議

この仕様書等に疑義のある場合は、監督職員と協議する。

3) 疑義の結果の措置

- a. 監督職員と協議を行った場合、必要に応じて業務内容の変更が行われる。
- b. 変更に至らない事項は、記録して監督職員に提出する。

4) 諸法令の遵守

業務の履行に当たり、適用を受ける諸法令を遵守し、安全かつ善良な管理者の注意をもって行う。

5) 別契約の関連業務等

業務が発注者の日常業務の遂行に支障を生じないように、関係者との連絡を密にする。

6) 業務責任者等

業務の履行に当たり、業務責任者を定める。
業務責任者は水道法19条に規定する水道技術管理者の資格者であること。

7) 業務計画書

請負者は業務の履行に当たり業務計画書を作成し提出する。業務は業務計画書に従って行う。

8) 再委託

業務の履行に当たり、業務計画書の作成・採水・業務報告書の作成を再委託してはならない。
また、業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務内容・再委託先等の事項を業務計画書に明記する。

9) その他

業務請負者は関係官公署に対して届出が必要な場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を仰ぐものとする。

6. 特記事項

1) 一般事項

a. 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、高知工業高等専門学校総務課より
業務完了後、1月ごとに支払う。

b. 業務種別

業務種別は ・「水道水水質検査」
周期は 別表1 による。

2) 業務報告書

- ・業務報告書（1回/月）を 1 部提出する。
- ・業務報告書の書式は請負者の業務報告書による。

3) その他

a. 水質検査および施設点検

水質検査の予定および検査内容、採水時期・場所については別表1および別表2による。

検査方法については「水道水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（厚生労働省告示第261号）、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年建水発第0330006号）及び「水道における指標菌の検査について」（平成23年建水発0331第1号）に準拠する。

b. 緊急連絡先

請負者は監督職員と協議の上、連絡体制図を提出すること

別表1 (平成30年度高知工業高等専門学校水質検査予定表)

採水場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校舎ポンプ室系統	D	A	A	E	A	A	D	A	A	D	A	A
校舎ポンプ室系統 原水	B	B	B	F	B	B	B	B	B	B	B	B
寄宿舎ポンプ室系統	C	A	A	E	A	A	C	A	A	C	A	A
寄宿舎ポンプ室系統 原水	B	B	B	F	B	B	B	B	B	B	B	B
学科共用棟1階(給水器)				G								
学科共用棟2階(給水器)				G								
学科共用棟3階(給水器)				G								
リサーチデザイン工学科講義棟2階(給水器)				G								
リサーチデザイン工学科講義棟3階(給水器)				G								
リサーチデザイン工学科講義棟4階(給水器)				G								
第1体育館玄関(給水器)1				G								
第1体育館玄関(給水器)2				G								
第2体育館玄関(給水器)				G								
寄宿舎1号館玄関(給水器)				G								
寄宿舎3号館玄関(給水器)				G								
寄宿舎4号館玄関(給水器)				G								
寄宿舎手洗い場(給水器)				G								
プール 1コース				H								
プール 中央				H								
プール 7コース				H								
プール濾過器出口				※								
職員宿舎(南国住宅)	C	A	A	E	A	A	C	A	A	C	A	A
職員宿舎(南国住宅) 原水	B	B	B	F	B	B	B	B	B	B	B	B

A～Hについては別表2に示す水質検査実施項目を示す。

※：濁度のみ

注：職員宿舎(南国住宅)については水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当しないが、専用水道における水質検査に準拠する形で自主的に水質検査を実施するものである。

別表2 水質検査実施項目

No.	項目	基準値	A	B	C	D	E	F	G	H
			毎月検査	指標菌検査	3ヶ月検査①	3ヶ月検査②	全項目検査	原水	給水器	プール
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落が100以下であること	●		●	●	●	●	●	
		1mLの検水で形成される集落が200以下であること								●
2	大腸菌	検出されないこと	●		●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下					●	●		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下					●	●		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下					●	●		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下					●	●		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下					●	●		
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下					●	●		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下					●	●		
10	シアン化合物及び塩化シアン	0.01mg/L以下			●	●	●	●		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下					●	●		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下					●	●		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下					●	●		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下					●	●		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					●	●		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下					●	●		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下					●	●		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下					●	●		
19	トリクロロエチレン	0.001mg/L以下					●	●		
20	ベンゼン	0.01mg/L以下					●	●		
21	塩素酸	0.6mg/L以下			●	●	●			
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			●	●	●			
23	クロロホルム	0.06mg/L以下			●	●	●			※
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			●	●	●			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			●	●	●			※
26	臭素酸	0.01mg/L以下			●	●	●			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下			●	●	●			●※
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			●	●	●			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			●	●	●			※
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下			●	●	●			※
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			●	●	●			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下					●	●		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下					●	●		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下					●	●		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下					●	●		

36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下					●	●		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下					●	●		
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	●		●	●	●	●	●	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L 以下			●	●	●	●		
40	蒸発残留物	500mg/L 以下			●	●	●	●		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下					●	●		
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下					●	●		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下					●	●		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下				●	●	●		
45	フェノール類	0.005mg/L 以下					●	●		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の 量)	3mg/L以下	●		●	●	●	●	●	
	有機物(過マンガン酸カリウム 消費量)	12mg/L以下								●
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	●		●	●	●	●	●	●
48	味	異常でないこと	●		●	●	●		●	
49	臭気	異常でないこと	●		●	●	●	●	●	
50	色度	5 度以下	●		●	●	●	●	●	●
51	濁度	2 度以下	●		●	●	●	●	●	●
52	指標菌検査(大腸菌)	検出されないこと		●				●		
53	指標菌検査(嫌気性芽胞菌)	検出されないこと		●				●		
54	遊離残留塩素	0.1mg/L 以上	●		●	●	●		●	
		0.4mg/L 以上 1.0mg/L 以下								●
項目数			10	2	24	25	52	41	10	8

※: プールにおける総トリハロメタンの結果は、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和を示し、基準値は0.2mg/L以下とする

表中の「基準値」は「学校環境衛生の基準」(文部科学省スポーツ・青少年局長裁定 平成19年7月10日一部改訂)、「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)及び「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」(平成19年建水発第0330005号)に定める判断基準を示す